

耐震改修を行った要安全確認計画記載建築物等 に対する固定資産税の減額について

1. 固定資産税の減額措置の概要

一定の要件を満たす耐震改修工事が行われた場合には、改修工事が完了した年の翌年度から2年度分に限り固定資産税を**2分の1減額**（2分の1に相当する金額が補助対象改修工事に係る工事費の2.5%に相当する金額を超える場合は、2.5%に相当する金額を減額）するものです。

なお、都市計画税は減額の対象とはなりません。

2. 対象となる家屋の要件

以下の4点を満たしていることが必要です。

- ① 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条又は同法附則第3条第1項の規定により、市から耐震診断を義務付けられ、その結果が久留米市に報告されたもの
(その報告に関する命令又は必要な耐震改修に関する指示の対象となったものを除く)
- ② 改修工事に際し、国の補助を受けていること
- ③ 現行の耐震基準に適合する耐震改修工事であること
- ④ 平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間に工事を行ったもの

上記の家屋の住宅部分のうち120㎡を超える部分及び非住宅部分が対象となります。住宅部分のうち120㎡までの部分においても、一定の要件を満たしている場合は、耐震改修を行った住宅に対する固定資産税の減額を受けることができます。

3. 申告の手続き

減額を受けるためには、申告書と下記の添付書類を工事完了後3か月以内に市役所資産税課まで提出しなければなりません。やむを得ない理由により期限内に提出できなかった場合は、その理由を記入して提出してください。

(添付書類)

- ① 工事明細書と領収証書の写し
- ② 国の補助を受けて耐震改修が行われたことを証する書類（国の補助金確定通知書の写し）
- ③ 耐震診断結果の報告書の写し
- ④ 地方税法施行規則附則第7条第14項の規定に基づく証明書（発行：地方公共団体の長、建築士、指定確認検査機関）

(その他)

マイナンバーの利用開始に伴い、個人番号を記載した申告書をご提出いただく際、番号法に定める本人確認を実施するために、①番号確認および②本人確認の書類をご持参ください。（郵送の場合はその写しを同封ください。）

①番号確認書類：「マイナンバーカード」又は「通知カード」

②本人確認書類：顔写真付きの公的な証明書（免許証など）、又は 顔写真が付いていない公的な証明書2点（保険証など）

※番号確認書類は、本人(所有者)の番号確認書類です。

※本人確認書類は、代理人の場合、代理人の本人確認書類です。

※代理人による申告の場合は、委任状（原本）が必要となります。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

市民文化部 資産税課（家屋）

電話（0942）30-9013（直通）